憲法１９－６肢ア

１．結論

誤っている

２．政教分離

（１）問題の所在

２０条３項は，国又はその機関は，宗教教育その他いかなる宗教的活動をしてはならないと定める。いわゆる，国と宗教が分離する，政教分離規定を予定している。

そこで，なにを持って，政教分離があるとするか解釈が問題となる。

（２）理由及び結論

確かに，政教分離という意味からすると，政治と宗教の完全分離を予定しているとも思える。しかし，完全分離は，国と宗教が社会的活動実態を持つことから考えると，実際上不可能であり不都合である。

したがって，国と宗教は一定の関わり合いを認める必要がある。

政教分離規定を設けた趣旨は，信教の自由を保障するために，国と宗教の分離を制度として保障したものである。すなわち，国家と特定の宗教と結びつくと，他の信教の自由が歴史上弾圧されたため，関わり合いを禁止するものである。

したがって，宗教に対する国家の中立が維持できる範囲であれば，信教の自由が保障されているため，政教分離としての分離がなされていると解するのが相当である。

３，本問の検討

本問の場合は，国家が宗教的に中立であることを求めることなくとしているが，政教分離の趣旨は正に，宗教に対して中立であることが政教分離としている。よって，肢は誤りとなる。

なお，国家が中立である限り，政教分離規定は，国と宗教との関わり合いを認めている以上，設問後段の国家と宗教との関わり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らして，相当な限度を超える場合はこれを許さないとする趣旨である点については正しい。

以上

※　解答では，触れませんでしたが，この後，憲法の禁止する「宗教的活動」に当たるかで判例は，目的効果基準を使っております。これについては，何を持って，相当な限度を超える場合に当たるかが，政教分離の一般規定では，漠然としております。それを受けて，判断が一般規定の基準を具体化したものと理解できると思います。